



連協道路ニュース

発行 横浜環状道路(圏央道)対策連絡協議会 事務局
Tel 090-4825-7174 <http://renkyoueditor.web.fc2.com/>
Mail: renkyoueditor@mail.goo.ne.jp

第 374 号

(創刊 1988 .12.14)

2020.11.01.

釜利谷開口部 NOx 排出量に ビックリ！！

10月20日に西ヶ谷ハイツ集会所で開催された事業者との質問・回答会議に於いて NEXCO 東の工務課長から環状南線の開口部及び換気所からの NOx 排出量が下記の通り示されました。

環状南線からの一日当たりNox排出量

	排出量g/日	排出量/ 合計%	トンネル長m	トンネル長/ 合計%
飯島町坑口	8,250	18.0	350	3.2
笠間換気所	6,417	14.0	2,445	22.0
公田換気所	13,829	30.1	5,425	48.9
釜利谷開口部	17,428	37.9	2,880	25.9
合計	45,924	100	11,100	100.0

釜利谷開口部からは上り線の桂台換気所から開口部間の 2,630m と下り線の釜利谷東トンネルの 250m を併せたトンネル区間 2,880m (全体長さの 25.9%) から、合計排出量の 38% もの排ガスが出て来ます。排出量 14% の笠間換気所と排出量 30% の公田換気所には煤塵除去装置が設置されます。更に脱硝装置については横浜市長から設置の要請がなされています。

昨年 1 月、事業者は環状南線の換気システム変更を換気所工事の説明会で発表しました。当初計画からの大幅な変更にも拘らず、事業者は釜利谷開口部からの排ガスは山を越える前に拡散するので住宅地への影響はないとの姿勢を変えようとしません。

しかし本当に影響はないと言い切れるのでしょうか。万が一影響が出てから想定外でしたと言われても被害を受けるのは地域住民です。安全・安心の為には釜利谷開口部に換気所の設置が必要です。

(ネオポリス H. O)

外環で危惧された地盤沈下！！

先日(10月18日)各社ニュースで取り上げられ承知のことと思いますが、調布市の町中で民家の前の道路が少しずつ動き出し突然大音響、振動とともに径 5m、深さ 5m も陥没しました。

幸い人身事故等は発生しませんでした。真下を通る東京外環道道路工事の影響であることは間違いありません。1 か月前に直径 16.1m のシールドマシンが陥没地点の直下 47m を掘り進んでいたのです。



住宅前道路に
空いた黒い穴

深さ 40m 以上の地下は地上に影響が出ないとのことから地上住民の権利は及ばないとする通称大深度地下法に拠って公共事業者は勝手に工事を計画し住民たちの反対(工事差止め訴訟中)にも関わらず工事を進めています。NEXCO 東日本は原因追究のため工事を中断し検討委員会を立ち上げました。

横環南もシールドマシン工事の説明会を地元町会毎に開催し、年内に初期掘進として 100m 掘り進め、来年からは外環道と同じように住宅街の真ん中を 30m 位の深さで直径 15m のシールドマシンが動き出します。今年 6 月、環状 2 号線の新横浜でも 2 か所で同様の道路陥没事故が発生したばかりです。この危険極まりない工事を注視していきたく思います。(比留間)

シールド工事説明資料の疑問点

ネオポリス住民対象にシールドトンネル工事の現場説明会が、10月9日小雨の午前と午後で開催されました。シールドマシンは既に発進出来る状態になっており、防音ハウスの中にはセグメントが運び込まれていました。年内は初期掘進として100m掘り進み後続の台車組み立てを行い、来年1月から本掘進を始めるとのことです。一日当たり10～12m掘り進む予定ですが、それに併せ環状4号線から掘削土搬出のベルトコンベアーの脇を一日110台前後の大型車がセグメント他の資材をトンネルに搬入します。安全対策として事業用地に仮囲いを設置すると説明がありました。



配布された安全対策の図では、仮囲いの外側に一般車両が調整池の裏側から環状4号線へ出られる道が描かれています。しかし現道は工事車両と一般車両が共用の仮設道路となっており、仮囲い設置で一般車両は通行出来なくなります。この仮設道路は市道「庄戸406」の迂回路であり工事専用道路ではありません。従って一般車両を締め出すことは許されません。事業者も説明会終了後に説明の間違いに気づき、来年11月までは共用すると訂正の連絡をしてきました。

現状桂台工事区、公田工事区とも大型車両の市道通行時間は午前9時～午後5時まで、そして土、日曜は通行しないことを住民に約束しています。従って来年11月に一般車両通行用道路ができるまで大型車の通行時間と週末の搬入ストップを事業者は守る必要があります。

特にセグメントとPCカルバートの搬入では大型トレーラーが一日38台も出入りするので大変危険です。

どのように一般車両の通行の安全を確保するのもきちんと説明して貰わないと安心して通行できません。(ネオポリスH.O)

地権者トラスト会 解散手続き

昨年12月の総会で議決された会の解散に先立ち、懸案となっていた小菅ヶ谷トラスト地の所有権18名中16名については会長に集約した上、問題が発生した場合は連協で対応することといたしました。

今年度中には銀行に預けてある出資金の残金を全て会員へ分配して、会を解散いたします。まずは、最終的に有効会員数を確定するため10月18日全会員へ手続き開始の案内を配布しました。この案内で判明した新たな不明者を除いた上、11月中旬に返金金額確定の案内を再度配布し、12月中には地区代表理事が現金を持参いたします。遠方の方については現金書留で送付します。

地権者トラストの会発足から26年、3か所のトラスト地に278人の所有権登記を行い高速道路事業に対抗する計画でしたが、土地収用法が改定されてしまい有効な対抗手段を取れなかったのが残念です。

(地権者トラストの会事務局)

対外活動報告

- 10/12 笠間公田トンネル勾配増大に関して事業者から車両速度低下検討結果の説明(於: 公田地区工事業者詰所、会長他)
- 10/20 事業者との質問・回答会議開催(於: 西ヶ谷ハイツ集会所)
- 10/29 長谷川えつこ議員打合せ(於: 議員事務所 会長)